



令和2年度予算案について

令和2年1月28日(火)



厚生労働省

令和2年度「児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進」関連予算の主な事項

「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)及び「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日)を踏まえ、児童相談所一時保護所の体制強化等、児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進のための施策として、令和2年度予算案に盛り込まれた内容は以下のとおり。(令和2年度予算案:1,754億円(対前年度+56億円))

【主な拡充内容】

○ 児童相談所の設置促進及び抜本的な体制強化等

・ 児童相談所児童福祉司等に係る処遇改善

- ・ 児童相談所児童福祉司、児童心理司、保健師
従来より単位費用において児童福祉司の特殊勤務手当を算入しているところ、その積算について月額2万円相当に引き上げるとともに、その算入対象に児童心理司及び保健師を加える(地方交付税措置)
- ・ 一時保護所の保育士等
児童入所施設措置費の事務費算定上における保育士等に係る特殊業務手当の額を月額2万円まで拡充(児童入所施設措置費)

・ 児童相談所設置予定の中核市及び特別区職員の研修の際の代替職員の補助単価の拡充

【補助単価案】研修等代替職員を配置する場合 1自治体当たり 3,420千円(1名分) → 10,259千円(3名分)

・ 児童相談所への弁護士の配置促進や採用活動への支援に係る補助単価の拡充

- ・ 弁護士の配置促進
【補助単価案】1児童相談所当たり 7,822千円(1名分) → 7,822千円(1名分) + 加算7,822千円(1名分)(※)
※常勤的職員を配置又は常勤職員の配置に向けて取組を行う場合(実施しない場合7,822千円)
- ・ 採用活動への支援
【補助単価案】1自治体当たり 4,182千円 → 4,182千円(児童福祉司の採用活動分)
+3,528千円(児童福祉司以外の専門職採用活動分)

(続き)

・ 児童相談所における医師の配置促進や医療機関向けの研修の充実のための補助単価の拡充

・ 医師の配置促進

【補助単価案】 1自治体当たり 747千円 → 7,842千円(※)
※常勤的職員を配置又は常勤職員の配置に向けて取組を行う自治体の場合(実施しない場合748千円)

・ 医療機関向けの研修の充実

【補助単価案】 1自治体当たり 555千円 → 1,830千円

・ 児童相談所への警察OBの常勤的配置の推進に向け、補助単価を拡充

【補助単価案】 1児童相談所当たり 13,851千円(3名分) → 20,008千円(4名分)(※)
※警察OBを配置し、警察との連携強化を図る取組を行う場合(実施しない場合15,006千円)

・ SNSを活用した相談窓口の設置促進(実施か所数の増)

【実施か所数】 3か所 → 10か所

【補助単価案】 1自治体当たり 38,132千円 → 38,679千円
※同一機関においてDV相談も併せて行う場合に別途加算: 28,979千円

○ 児童相談所一時保護所における受入体制の抜本的強化

・ 一時保護所の職員体制の抜本的な強化

【拡充内容】

- ・ 職員の配置改善【現行】子ども：職員＝最大4：1 **【改善案】最大2：1**
- ・ 個別の対応が必要な子どもに対する支援体制の強化
【現行】個別対応職員1名（利用児童11人以上）→ **【改善案】利用人数に応じ、最大2名**
- ・ アレルギー対応等が必要な子どもへの対応強化 【現行】調理員1名 → **【改善案】利用児童数に応じ、最大3名**
- ・ 一定の研修を受講した者について、**処遇改善を実施**

・ 一時保護所の施設整備に係る費用の補助の抜本的な拡充

【拡充内容】

- ・ 一時保護所の基礎単価を引き上げ 定員1人あたり 2,700点 → **6,189点**
- ・ 個別対応加算Ⅲの創設（個別対応に対応するための整備を行った場合の加算上限を引き上げ）
定員1人あたり 最大900点 → **最大1,350点**
- ・ 児童養護施設における「心理療法室整備加算」を一時保護所においても対象とする（創設）。
児童相談所1ヶ所あたり **16,790点**
→以上により、**定員12人の整備の場合、最大約9,000万円が約2倍超になる。**
- ・ 一時保護所整備に係る自治体負担分（1/2）における地方債充当率及びその元利償還金に係る地方交付税措置を拡充

・ 一時保護している子どもが学校等に通園・通学できるための補助単価の拡充

【補助単価案】

- 学習指導協力員以外の者 児童相談所1ヶ所当たり 1,635千円×実施事業数 → **2,725千円×実施事業数**
- 学習指導協力員（1名分）児童相談所1ヶ所当たり 4,153千円
- 学習指導協力員（2名分）児童相談所1ヶ所当たり 1,635千円×配置人数 → **2,725千円×配置人数**

○ 里親及び特別養子縁組の推進

・ 里親家庭への支援の充実

【拡充内容】

里親手当について、手当額に庁費相当分を上乗せするとともに、複数人の子どもを養育する場合の2人目以降の手当額を拡充する。

養育里親 1人目：86,000円 2人目以降：43,000円 等
→ 養育里親 1人目：90,000円 2人目以降：90,000円 等

・ フォスタリング機関における24時間の相談体制等の緊急対応体制を整備するための補助単価の拡充

【補助単価案】

夜間・土日相談対応強化加算 1カ所当たり2,815千円 → 6,067千円

・ 里親委託前の養育期間における諸経費に係る補助の創設

【補助単価案】

生活費等支援 5,180円（日額）
研修受講支援 3,490円（日額）

・ 養子縁組民間あっせん機関に対する支援の拡充（新規モデル事業の実施等）

【拡充内容】

養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業

・ 養親希望者等支援モデル事業	1カ所当たり	4,572千円
・ 障害児等支援モデル事業	1カ所当たり	3,007千円
・ 心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業	1カ所当たり	6,127千円
・ 特定妊婦への支援体制構築モデル事業	1カ所当たり	6,293千円
・ <u>高年齢児のための支援体制構築モデル事業</u>	<u>1カ所当たり</u>	<u>3,354千円<<新規>></u>
・ <u>資質向上モデル事業</u>	<u>1カ所当たり</u>	<u>1,100千円<<新規>></u>

○ 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等の推進等

- ・ 小規模かつ地域分散化された生活単位(地域小規模児童養護施設及び定員6名の分園型小規模グループケア)の養育体制の充実

【拡充内容】

地域小規模児童養護施設及び定員6名の分園型小規模グループケアの養育体制の充実を図るため、職員を加配した場合の費用を支弁する。

(子ども：職員＝【現行】6：4 ⇒ 【拡充案】最大6：6(※))

※積極的に里親委託の実施や多機能化・機能転換を図っている施設の場合

- ・ 施設内における暴力や、外国人の子ども等に対応する補助者を配置するための補助単価の拡充

【補助単価案】

・ 児童指導員等となる人材の確保 1人当たり3,833千円

→ 児童指導員等となる人材の確保 1人当たり3,958千円×人数
+ 夜間業務等の業務負担軽減 1か所当たり3,958千円

○ 自立支援の充実

- ・ 児童養護施設等に、進学・就職等の自立支援や退所後のアフターケアを担う職員を配置するための補助の創設

【拡充内容】児童養護施設等に、進学・就職等の自立支援や退所後のアフターケアを担う職員を配置(※)し、退所前後の自立に向けた支援の充実を図る。 ※アフターケアの対象者が一定数以上の場合。

- ・ 児童養護施設等の退所者が集まり自助活動を行える場所を常設するための補助単価の拡充

【補助単価案】生活相談支援に係る事務費 1か所当たり 2,144千円 → 4,785千円(※)

※対象者が気軽に集まれる場を常設する場合(常設しない場合 2,165千円)

○ 要保護児童等に関する情報共有システムの開発・整備等

全国統一の情報共有システムの開発に係る費用を計上するとともに、自治体におけるシステム改修等を支援

【補助単価案】 1 か所当たり 4,000万円 ※このほか、国におけるシステム開発費を計上

○ 体罰禁止に関する広報啓発

国民全体で「しつけのための体罰」を行わない子育てを推進するため、ポスターやインターネットなど、様々な広告媒体を活用した広報啓発を実施

児童虐待防止対策推進広報啓発事業委託費：0.8億円

令和2年度予算案（要保護児童等に関する情報共有システム）

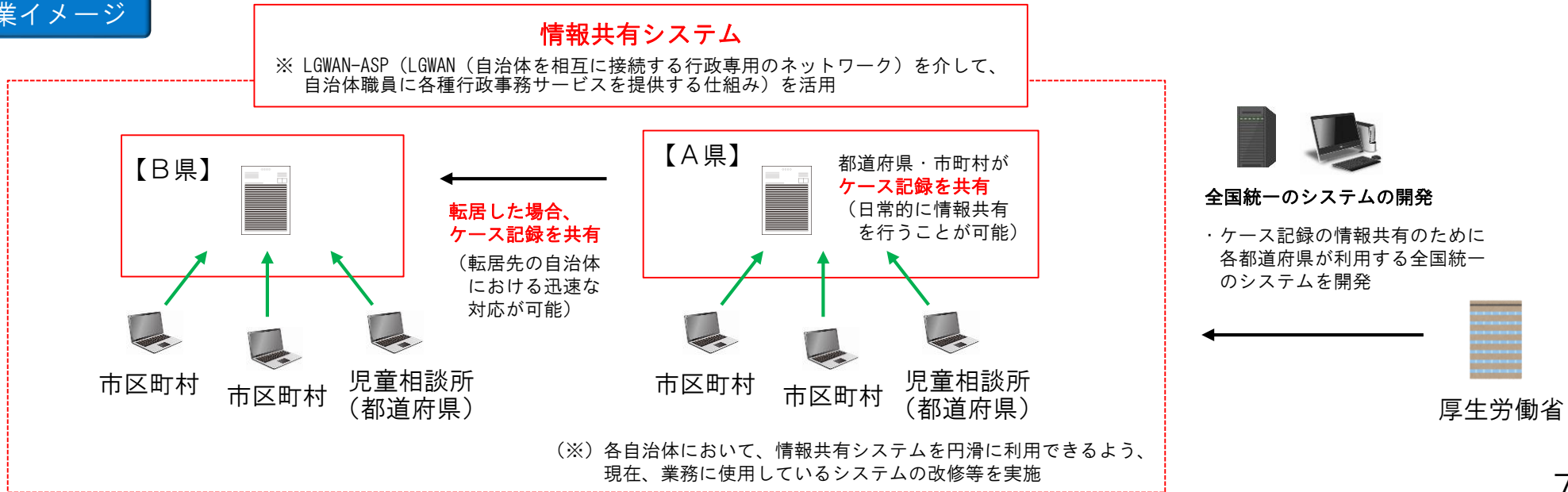
背景・目的

- ・ 近年に発生した児童虐待の事案において、転居した際の自治体間における引き継ぎや、児童相談所と市町村の情報共有が不十分であったことが課題として挙げられている。
- ・ このため、転居した際に自治体間での確に情報共有を行うとともに、児童相談所と市町村において夜間・休日も含め、日常的に迅速な情報共有を行うことができる仕組みが必要となるため、情報システムの構築を進める。

内容

- 全国統一のシステム開発（令和2年度予算案：7.8億円（全額国費））
- 自治体におけるシステム改修費用等の補助（令和2年度予算案：183億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業））
【補助基準額】 1自治体当たり40,000千円（上限額） 【補助率】 国：1/2、都道府県、市区町村：1/2
(※) システムの導入・改修費用のほか、機器の調達やデータの取り込みに関する費用も補助対象となる。

事業イメージ



児童相談所虐待対応ダイヤルの経緯

- 平成21年10月1日 児童虐待の通告や子育てに関する悩み相談などに幅広く対応するための全国共通の電話番号10桁(0570-064-000)で運用開始
- 平成27年7月1日 虐待を受けたと思われる子どもを見つけた時や子育てに悩んだ時などに、ためらわずに児童相談所に通告・相談できるよう、覚えやすい3桁番号(189 いち・はや・く)にし、広く一般に周知。新たな3桁番号としては15年振り。
- 平成28年4月1日 児童相談所につながる時間を短縮するため、ガイダンスの時間を大幅に短縮(約70秒→約30秒)
- 平成30年2月1日 郵便番号等の入力が必要な携帯電話等からの発信について、コールセンター方式を導入
- 令和元年12月3日 午前8時30分から利用者からの通話料を無料化、児童相談所相談専用ダイヤル(0570-783-189 なやみ・いち・はや・く)を開設

平成28年4月の改正内容

- 音声ガイダンスの短縮等を実施し、189にかけてから児童相談所に電話がつながるまでの平均時間が約70秒から約30秒へ短縮。接続率も改善前(平成28年3月以前)と比較して向上。
※平成27年7月～平成28年3月までの平均接続率：11.4% → 平成28年4月～平成30年1月の平均接続率：19.9%

平成30年2月の改正内容

- 発信者の利便性向上を図るため、郵便番号等の入力が必要な携帯電話等からの発信について、コールセンター方式を導入し、音声ガイダンスに代わりオペレーターが対応する仕組みを運用開始。

令和元年12月の改正内容

- ① 児童相談所虐待対応ダイヤルの通話料の無料化
・これまで有料であった通話料を無料化
- ② 児童相談所相談専用ダイヤルの開設
・相談専用ダイヤルを開設し、利用者の利便性の向上を図る。

児童相談所全国共通ダイヤル
「189」(有料)

児童相談所虐待対応ダイヤル
「189」(無料)
いち・はや・く

児童相談所相談専用ダイヤル
「0570-783-189」(有料)
なやみ・いち・はや・く

※12月3日午前8時30分から実施